

## まとめにかえて

### (1) 知見

本稿では、調査票に掲載されている項目順に度数分布を示し、基本属性である性別、年齢別、職種別、地区別と各項目とのクロス集計と $\chi^2$ 検定を実施した集計結果を示しています。ただ、 $\chi^2$ 検定によって統計的有意差が認められた場合でも、集計結果の解釈が難しいものも少なくないことから、各項目への回答を、人権意識の低い方から高い方へ順序尺度になるように、1, 2, 3, 4と点数化し、平均値を求めて集計結果の解釈をしました。

度数分布とクロス集計より以下のような知見を得ることができました。

- ① 「人権が尊重されている」ことへの理解については、年齢が低いほど進んでいると解釈されます。
- ② 「人権についての考え方」では、総じて、学生、公務員・教員が他の職種よりも人権意識が高い傾向にあります。
- ③ 結婚相手の条件について、自分の子どもの場合に子どもの意思を尊重する比率、そして、自分自身の場合に親戚に反対されても結婚する比率は、「1 外国籍・他民族の人」、「2 本人または家族に障害のある人」、「3 被差別部落出身の人」、「4 刑を終えて出所した人またはその家族」の順に下がっています。とりわけ、「刑を終えて出所した人またはその家族」では、子どもの結婚に反対したり、自分自身が諦めたりする人びとの比率は、「外国籍・他民族の人」、「本人または家族に障害のある人」、「被差別部落の人」の場合よりも相当に高い結果となっています。これまで取り上げられることが少なかったのですが、無視できない人権課題と言えます。
- ④ ここで取り上げた結婚相手の条件については、年齢が低いほど反対したり、諦めたりする比率が低い傾向にある点は評価できます。
- ⑤ 過去に人権を侵害された経験のある人は18%にもなります。そして、人権侵害を経験した人びとのなかで最も比率が高いのは、10年以上前の「学校でのいじめ」40.6%、「先生からの体罰・暴言など」21.5%となっています。「親からの虐待」13.7%も高い比率です。また、「職場でのいじめ、暴力、パワーハラスメントなど」は、10年以上前も、5～9年前も、1～4年前でも、総じて高い比率になっています。
- ⑥ 性別と被った人権侵害との関連において、性別未選択者は、男性、女性以上に、「K 性の多様性に関する不当な扱いや言動」、「P 性犯罪」の被害を受けてきたことがわかります。しかも、性別未選択者の被害経験者の中で、一番つらかった人権侵害として、「K 性の多様性に関する不当な扱いや言動」、「N あらぬうわさや悪口による、名誉・信用などの侵害」が高い比率を占めています。
- ⑦ 一番つらかった人権侵害は、「学校でのいじめ」22.7%、「職場でのいじめ、暴力、パワーハラスメント」19.1%となっており、人権侵害は、それを経験した人びとにとっては、年数が経ってもつらかったという思いは失せていないことが明らかになりました。

- ⑧ 一番つらかった人権侵害を受けた時の対応をみると、「家族や友人など信頼できる人に相談した」42.6%が最も高く、「相手に抗議した」14.8%、「職場や学校の相談窓口で相談した」10.2%となっています。他方で、「何もできなかった」34.0%、「どのようにしたらいいのかわからなかった」26.6%といった、“泣き寝入り”するしかなかったという比率の高さも無視できません。総じて、公的機関への相談の比率が極めて低いという結果になっています。
- ⑨ 一番つらかった人権侵害について、「解決した」48.4%、「部分的に解決した」16.8%、「解決していない」26.2%、「解決に向けて継続中」5.1%となっています。
- ⑩ 人権に関わる法律等の認知度は、「児童虐待防止法」と「DV防止法」は、「内容も含めて知っている」、「名前は聞いたことがある」を合わせると80%を超えています。次いで、「男女共同参画社会基本法」、「いじめ防止対策推進法」、「性同一性障害特例法」は70%を超えています。「部落差別解消推進法」、「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」は60%程度です。他方、三田市における「三田市みんなの手話言語条例」、「三田市障害者共生条例」、「三田市犯罪被害者支援条例」の認知度が低い結果となっています。
- ⑪ 市役所にある人権に関する総合相談窓口について、「利用したことがある」0.1%、「知っているが、相談したことはない」27.2%、「知っているが、利用したいと思わない」2.2%、「知らない」68.5%であって、3人に2人以上が「知らない」という結果です。
- ⑫ 人権学習については、経験したかどうかのみならず、学習経験者の中でどれだけの人が「理解が深まった」のかを求めました。その結果、「1 学校の授業で学習したこと」は、回答者の85.4%が経験しており、受けた人の中で、「理解が深まった」比率は51.3%、「2 職場の研修で学習したこと」の経験者は44.1%であり、そのうち「理解が深まった」は56.5%、「3 地域の研修で学習したこと」の経験者は30.4%であり、そのうち「理解が深まった」は45.6%です。「4 PTAなど各団体の研修会で学習したこと」の経験者は31.6%、そのうち「理解が深まった」は49.0%です。
- ⑬ 「部落差別」に関する人権意識の中で平均値を比較すると、「6 部落差別をなくすために啓発活動に力を入れるべきだ」が最も低く、次いで、「5 今後も部落差別はなくならないと思う・逆」となっています。
- ⑭ 職種と部落差別に関する考え方との関連において、公務員・教員の意識は他の職種よりも高い傾向にあります。
- ⑮ 「障害のある人の人権」について、各項目の平均値を求めたところ、「1 身近に住む障害のある人が虐待を受けている疑いがあると感じたら、通報することが望ましい」3.6、「2 障害のある人にはかかわりたくない」3.3、「3 近所に障害者施設が建つのはいやだ」3.3、「4 障害のある人が地域で暮らせるようにサポートすることが望ましい」3.4、「6 障害のある人をじろじろみたり、避けたりすることは望ましくない」3.5となり、他の人権課題よりも相対的に高いと評価できます。
- ⑯ 「外国籍の人の人権」について、各項目の平均値を比較すると、「2 外国籍という理由でアパートを貸してもらえないのは仕方がない・逆」3.2、「3 外国籍の人が差別的な言葉や行動を受けることは許せない」3.3、「5 ヘイトスピーチも言論の自由だと思う・

逆」3.2、「7 外国籍の人の国の歴史や文化を尊重すべきだ」3.3と、比較的高い数値となっています。しかし、「1 近所に外国籍の人が多く住んでいると治安が心配である・逆」2.8、「4 職場に外国籍の人が増えるのは好ましいと思う」2.9のように、回答者の生活に直接に関わる事柄については数値が低くなっていることがわかります。

- ⑰ 「外国籍の人の人権」に関して、総じて、公務員・教員、学生は他の職種よりも平均値が高い傾向が見られます。
- ⑱ 「子どもの人権」に関して、平均値を求めると、「6 大人はもっと子どもの意見に耳を傾けるべきだ」3.3と「7 子どもの前で、父親が母親（または、母親が父親）に暴力を振ったり暴言を吐いたりすることは子どもへの虐待である」3.6は平均値が高いのですが、「4 不登校は本人の甘えも関係しているのではないかと思う・逆」2.8と「8 子どもは大人の言うことに従うことが望ましい・逆」2.8は平均値が低いことがわかります。また、「1 いじめは、いじめを受ける側にも問題があるのではないかと思う・逆」3.0、「2 親が、子どものしつけのために体罰を加えるのは仕方ない」3.1、「3 教師が、子どもを指導するために体罰を加えることも必要だ」3.2も高いとは言えません。
- ⑲ 性別と子どもの人権に関する意識との関連において、男性は、女性および性別未選択者よりも人権意識が低い傾向にあると解釈されます。
- ⑳ 子どもの人権に関して、学生、公務員・教員の人権意識が高いと解釈されます。
- ㉑ 「女性の人権」に関して各項目の平均値を求めると、「2 母親は子どもが3才ぐらいまでは育児に専念することが望ましい・逆」2.5、「7 女性が「土俵に上がれない」「祭りのみこしに乗れない、担げない」など女人禁制のしきたりがあるが、伝統として尊重すべきだ・逆」2.7、「8 女性は結婚する時、男性の姓を名乗るほうがよい・逆」2.8の数値が低いことがわかります。これらは男女不平等に関する項目です。
- ㉒ 「2 母親は子どもが3才ぐらいまでは育児に専念することが望ましい・逆」、「5 知合いの女性から夫のDVについて相談を受けた場合、ふたりできちんと話し合いをするように忠告したい・逆」、「6 男性も積極的に育児休業をとるべきだ」、「8 女性は結婚する時、男性の姓を名乗るほうがよい・逆」については、60歳代から30歳代まで年齢が下がるほど平均値は高くなっているのですが、20歳代、あるいは、10歳代で平均値が低下しており、保守化傾向がうかがえます。
- ㉓ 「高齢者の人権」に関して、各項目の平均値を求めると、「2 高齢者が能力を發揮できるように就労や社会活動の機会を増やすべきだ」3.3と「6 高齢になっても高齢者施設であれ、住み慣れた地域であれ、生活するところを自分で選べることを望ましい」3.5の数値が高くなっています。他方、「1 高齢者への虐待は、高齢者の方にも原因があると思う」3.1、「4 高齢者に対する法的支援・医療支援は不十分だと思う」2.6、「7 高齢者に対する公的な（経済的）保障は十分だと思う・逆」2.7の数値は低くなっています。
- ㉔ 「性的指向・性別不合」の人権に関して、各項目の平均値を求めると、「2 性別不合については、受け入れたいと思う」3.2、「5 同性婚を認めても良いと思う」3.2、「6 トランスジェンダーの人も困らないようにトイレの施設整備や配慮をしていくのが望ましい」3.2、「8 職場に同性愛者の同僚・上司がいても問題ないと思う」3.3、「9 三田市の同性パートナーシップ宣誓制度は、賛成（理解できる）である」3.3は、高い数値となっています。他

方、「3 家族から同性愛者とカミングアウトされたら受け入れられない」2.9、「4 同性のカップルが近所に住むのは気にならない」2.9、「7 家族から性別不適合とカミングアウトされたら受け入れられない」2.9の数値は低くなっています。性的指向・性別不適合に関しては、一般論としては容認できるが、回答者に直接に関わる事柄については容認できないという人びとが少なくないことがわかります。

- ②⑤ 性的指向・性別不適合の人びとに関する人権意識については、年齢の低いほど人権意識は高いと解釈されます。年齢とも関連して、職種では、学生の人権意識が最も高くなっています。
- ②⑥ 「犯罪被害者の方やその家族に関する人権」に関して、各項目の平均値を求めると、「2 犯罪被害者の方やその家族のことを好奇心でみてしまうのは好ましくない」3.5、「3 犯罪被害者の方やその家族への過剰な取材や報道は制限すべきだ」3.7と高い数値となっています。
- ②⑦ 「人権さんだ」について、「よく読んでいる」は、12.7%、「ときどき読んでいる」36.8%、「あまり読んでいない」33.3%、「人権さんだ」そのものを知らない」16.5%となっています。約半数の人が「あまり読んでいない」、もしくは、「人権さんだ」そのものを知らない」という結果となっています。

## (2) 2007年調査と2020年調査の比較

下記の表17は、2007年調査と2020年調査と共通の項目について変化を確認するために平均値を求めたものです。

表17

人権課題	各項目	2020年調査 平均値	2007年調査 平均値
問5 人権に関する法律の認知度	5 高齢者虐待防止法	1.7	1.6
	7 児童虐待防止法	2.3	2.2
	8 DV防止法	2.2	2.1
問8 「部落差別」に関することがら	1 そっとしておけば部落差別はなくなる・逆	2.8	3.2
問10 「外国籍の人の人権」に関することがら	1 近所に外国籍の人が多く住んでいると治安が心配である・逆	2.8	3.0
問11 「子どもの人権」に関することがら	2 親が、子どものしつけのために体罰を加えるのは仕方ない・逆	3.1	2.4
	3 教師が、子どもを指導するために体罰を加えることも必要だ・逆	3.2	
問12 「女性の人権」に関することがら	2 母親は子どもが3才ぐらいまでは育児に専念することが望ましい・逆	2.5	2.2
	7 女性が「土俵に上がれない」「祭りのみこしに乘れない、担げない」など女人禁制のしきたりがあるが、伝統として尊重すべきだ・逆	2.7	2.6
	8 女性は結婚する時、男性の姓を名乗るほうがよい・逆	2.8	2.2

- ① 表 17 によると、2007 年調査よりも 2020 年調査において、「高齢者虐待防止法」「児童虐待防止法」「DV防止法」の認知度は進んだと解釈されます。
- ② 「子どもの人権」に関して、親や教師が子どもに体罰を加えることが問題であると捉える意識、および、「女性の人権」に関して、男性優位社会を問題であると捉える意識は 2007 年よりも 2020 年のほうが改善していると解釈されます。
- ③ 「部落差別」に関する「そっとしておけば部落差別はなくなる・逆」について、および、「外国籍の人の人権」に関する「近所に外国籍の人が多く住んでいると治安が心配である・逆」については、人権意識が後退したと解釈されます。
- ④ 問 3 の結婚相手の条件のうち、「被差別部落出身の人」の場合については、2007 年調査にも同様の設問はあるのですが、選択肢が幾分異なるうえに、子どもの結婚については既婚者のみが回答することになっていて、2020 年調査と厳密な比較をすることができません。とはいえ、子どもの結婚相手が「被差別部落出身の人」の場合、「周囲の反対があれば結婚を認めない」、「結婚を認めない」比率は、2020 年調査のほうがやや高い結果となっています。
- ⑤ 自分の結婚についても、選択肢が幾分異なるうえに、2007 年調査では未婚者のみが回答することになっていて、2020 年調査と 2007 年調査について厳密な比較をすることはできません。しかし、2020 年調査の「結婚を諦める」8.3%と、2007 年調査の「家族や親戚の反対があれば、結婚しない」と「絶対に結婚しない」を足した 7.2%と比べると、2020 年調査のほうが 1.1%高くなっています。  
「被差別部落出身の人」との結婚について、2007 年よりも 2020 年の受容性のほうが高くなったとは言えません。
- ⑥ 「人権さんだ」を読んでいる比率について、「1 よく読んでいる」4、「ときどき読んでいる」3、「あまり読んでいない」2、「人権さんだ」そのものを知らない」1として、平均値を求めると、2020 年調査 **2.46**、2007 年調査 **2.56** となります。  
2007 年よりも 2020 年のほうが、「人権さんだ」を読んでいる比率が幾分減少していると解釈されます。

### (3) 調査項目に関する課題

調査票を完成させた時には、いずれの設問についても、これで大丈夫と判断されたのでした。しかし、データを集計するにあたって、今回、ほぼすべての項目について人権意識の高さを 1 から 4 の順序尺度にし、点数が高いほど人権意識が高いと設定したところ、YES の回答のほうが人権意識が高いのか、あるいは、NO の回答のほうが人権意識が高いのかという判断に窮する項目がいくつかありました。

次回以降の調査における参考のために、検討が必要な項目を列挙しておきます。

- ① 「人権が尊重されている」ことの意味を問うにあたり、「周りの人から思いやりや優しさをかけられること」、「競争による勝ち負けがまったくなく、みんな同じ評価がされること」については再考が必要です。
- ② 人権侵害の経験を問う設問の場合、性別や年齢以外の属性（国籍、障害の有無など）の違いによって、人権侵害の被害状況が違ってくることは当然に予想されます。しかし、どこまで属性を問うか、難しい問題です。

- ③ 「障害のある人の人権」に関して、「出生前診断は「命の選別（出生前診断）」につながるから避けるべきだ」について、人権意識を問う設問として適切かどうか再考が必要です。
- ④ 「外国籍の人の人権」に関して、「特定の国の国籍（出身国）に対し固定観念や偏見があるかもしれない」、「日本に住んでいれば日本の歴史や文化を尊重すべきだ」については再考が必要です。また、「外国籍の人」を、国籍の違いを考慮せずにひとまとめにしてよいかどうかについても検討が必要です。
- ⑤ 「高齢者の人権」に関して、「高齢者は人生の先輩として尊敬されるのが望ましい」については、人権の問題かどうか再考が必要です。また、「高齢者に対する法的支援・医療支援は不十分だと思う」、「高齢者に対する公的な（経済的）保障は十分だと思う」も人権に関する設問なのかどうか再考が必要です。
- ⑥ 「犯罪被害者の方やその家族に関する人権」に関して、「犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う」、「犯罪被害者に対する法的支援・医療支援は十分だと思う」について、人権に関する設問なのかどうか再考が必要です。
- ⑦ 「刑を終えて出所した人またはその家族」に関する人権意識について、結婚相手の条件として問うていますが、設問をもう少し増やすなどの検討をする必要があるかもしれません。

#### (4) 今後の課題

基礎集計の結果から人権施策の課題がいくつか見えてきました。

- ① 人権侵害を経験された人びとが、安心して気軽に相談できて、問題解決につながるような支援・救済体制のさらなる充実が必要です。
- ② 人権に関する法律について、「男女共同参画社会基本法」「児童虐待防止法」「DV防止法」は比較的認知されているものの、他の法律については認知度が低いことが明らかになりました。法律の名前だけではなく、内容についても市民への周知が必要です。
- ③ 「人権に関する相談窓口」について、まずは、市民への周知が必要です。
- ④ 人権学習について、参加者の増加を図るのみならず、個々の人権問題への理解が深まるような研修の内容や研修の方法を工夫する必要があります。
- ⑤ 2007年調査よりも2020年調査のほうが、後退の傾向が見られた「部落差別」や「外国籍の人の人権」について、後退の要因についてさらに検討が必要です。
- ⑥ 「子どもの人権」に関して、保護者や教師による体罰について、確かに、2007年調査よりも改善していますが、まだまだ改善の余地があり、子どもの人権をいかに保障するのかと言う点は人権施策の重要な課題と言えます。
- ⑦ 「女性の人権」に関して、男性優位社会を容認する傾向がまだまだ見られることから、市民の間にジェンダー平等の意識が広まることが人権施策の課題と言えます。
- ⑧ 職種の区分として、「公務員・教育」については、「公務員」と「教員」の人権意識の違いを確認するうえで、今回は、「公務員」と「教員」を分けるよいかもしれません。また、「家事専業」の人びとの中で、「無職」に○をするのではなく、「その他」に○をして、自由記述欄に「専業主婦」や「家事専業」と書いてくださっている人が複数おられましたので、今回は、「無職」と別に「家事専業」の選択肢を用意するほうがよいかもしれません。
- ⑨ 「性的指向・性別不合」に関して、一般論としては理解が広まっていますが、自分自身に

直接に関わることになると、受容されにくいことが見えてきました。性の多様性を本音の部分で受容されることが人権施策の課題と言えます。

- ⑩ 基本属性と個々の人権意識項目とのクロス集計と $\chi^2$ 検定の結果、および、平均値より、個別の解釈はできるのですが、それでは、基本属性の違いと個々の人権課題とどのような関連にあるのかという点については、解釈が難しく、結論づけることはほとんどできていません。

本報告書では、可能な限り詳細な分析を行いました。その中で、基本属性と一つ一つの項目とのクロス集計を行うという作業の限界も見えてきました。

人権意識項目の一つ一つについてクロス集計と $\chi^2$ 検定を行って結果を求めることができて、人権意識項目の相互の関連や基本属性以外で人権意識の高低に影響するような要因などについては明らかにできていません。

個々の人権課題を測定する尺度の構成を行うことが必要なのです。

この点については、詳細分析において、人権意識を測るための尺度を作成した分析を試みているので、参考にしていただければ幸いです。

#### 参考

- ・ 三田市同和教育研究協議会 2008 『三田市人権に関する市民意識調査報告書』